



高病原性鳥インフルエンザの侵入防止に万全を！

<韓国で高病原性鳥インフルエンザ発生！>

平成18年11月23日、韓国南部の全羅北道で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI：血清型H5N1）が発生し、一昨年の国内での発生の経緯からみても、警戒を要する状況と考えられます。

熊本県では、HPAIの発生が最も危惧される平成18年12月から平成19年2月までの3ヶ月間を「高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間」と位置づけ、県内における本病の発生予防および早期発見に万全を期するための取り組みを強化しています。

● 全ての鳥類飼養者の皆さんへ！

■ 鳥を飼っている方の留意点について

もし、国内で鳥インフルエンザが発生しても、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染することはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥が近くに来ないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、心配することはありません。

また、飼育中の鳥を野山に放したり、処分するようなことはしないでください。

■ 飼っている鳥が死んでしまった場合について

鳥は、生き物ですから、人と同じようにいつかは死んでしまいます。そして、その原因も様々ですから、鳥が死んだからといって直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。鳥インフルエンザにかかった鶏は、次々に死んでいくことが知られていますので、原因が分からないまま、鳥が次々に連続して死んでしまったという場合には、その鳥に素手で触ったり、土に埋めたりせず、なるべく早く、お近くの獣医師、家畜保健衛生所にご相談ください。

■ 野鳥が死んでいるのを見つけた場合について

野鳥も飼われている鳥と同じように、様々な原因で死亡します。飼われている鳥と違って、エサが取れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死んでしまうこともあります。また、野鳥は、鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていたりします。野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、細菌や寄生虫に感染しないよう、死亡した鳥を素手で触れずにビニール袋に入れてきちんと封をして廃棄物として処分することも可能です。このような場合に直ちに相談いただく必要は無いと考えられますが、不安な場合には、市町村、獣医師、家畜保健衛生所にご連絡ください。

*ご不明な点は、城南家畜保健衛生所まで (TEL0966-22-3814 FAX0966-22-3617)